

藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.117(H31.1.9) 民法の相続に関する規定が変わると聞きました。改正によって、遺留分制度はどのように変わのでしょうか？

A:遺留分減殺請求権から生ずる権利が金銭債権化されます。

★遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人に認められている、最低限の遺産の取り分のことです。

例えば、被相続人が全ての遺産を長男に相続させる旨の遺言を作成した場合でも、長女は最低限の遺産の取り分(遺留分)を求めることができますとされています。

○現行法の取り扱い

上記の例で、長女が、長男に対して、遺留分を求める請求(遺留分減殺請求)をしたときのこれまでの扱いは、次の通りでした。

遺留分減殺請求によって、遺留分を侵害している贈与などは、侵害額の限度で効力を失います。長男は、原則として、贈与された財産そのものを返還しなければいけません。金銭で返還することは例外とされていました。

●改正法の扱い

改正法では、長女(遺留分権利者)は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できることとなりました(民法1046条1項)。

これまでは、遺留分減殺請求権が行使されると、不動産などをめぐる複雑な共有関係が生じる等し、事業承継の支障となっているという指摘がありました。今回、遺留分減殺請求権から生ずる権利が金銭債権に一本化されたことで、遺留分に基づく権利の処理が従前よりスムーズになると期待されています。

また、贈与等を受けた者が直ちに金銭を支払えないこともあるため、贈与等を受けた者の請求により、裁判所が、遺留分侵害額の支払いについて相当の期間を与えることができるとされました(民法1047条5項)。



(次回話題) 従業員の年次有給休暇の扱いについて今年(2019年)の4月1日から厳しくなると聞いていましたが、具体的にどういうことですか。

(H31.2.1 予定)